

競争参加者の資格に関する公示

釧路労災看護専門学校設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成28年3月22日

独立行政法人労働者健康福祉機構
契約担当役 理事 亀澤 典子

1 業務概要

- (1) 業務名 釧路労災看護専門学校設計業務
- (2) 業務内容 本業務は、釧路市中園町13番地38号にある釧路労災看護学校の建て替え工事に係る建築、建築設備の基本設計、実施設計、積算及び建築確認申請手続等を行うものである。
- (3) 履行期限 平成29年3月10日（予定）

2 申請の時期

平成28年3月22日から平成28年4月6日午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

なお、平成28年4月6日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を受領できないことがある。

3 申請方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成28年3月22日から 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地 リットスクエア東館17階 独立行政法人労働者健康福祉機構経理部契約課契約班※
電話 044-556-9852

において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

※平成28年4月1日からは独立行政法人労働者健康安全機構経理部契約課契約班。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は、（1）に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 厚生労働省平成27・28年度有資格者名簿「測量・コンサルタント等」のうち北海道地域「建築関係建設コンサルタント業務」に登録されていること。
- ③ 申請書及び参加表明書等の提出期限の日から契約の時までの期間に独立行政法人労働者健康福祉機構理事長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 下記の5に該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「釧路労災看護専門学校設計共同体協定書」によるものであること。

5 4（1）②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4（1）②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4（1）②の認定を受けていない構成員が4（1）②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4（1）②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4（1）②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 設計共同体の名称は、「釧路労災看護専門学校設計共同体」とする。
- (2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時ににおいて、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始の公示(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))」(平成28年3月22日付け独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役 理事)に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。
- (3) 平成28年4月1日から当機構は独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合に伴い、独立行政法人労働者健康安全機構へ組織名称が変更になるため、本件の一連の手続きについては、独立行政法人労働者健康安全機構が承継する。